

「第4期大阪府食の安全安心推進計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

○募集期間： 令和4年12月26日（月曜日）から令和5年1月25日（水曜日）まで

○募集方法： 郵送、ファクシミリ、インターネット

○募集結果： 12名（団体を含む）から37件のご意見・ご提言をいただきました。（うち意見の公表を望まないもの4件）

寄せられたご意見・ご提言についての大阪府の考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

また、複数の項目に関するご意見は、該当項目に分割又は再掲しています。

| No                         | ご意見等  | 大阪府の考え方   |
|----------------------------|---|---|
| 第1章 推進計画策定の基本的な考え方         |   |   |
| 2 目指すべき姿・スローガン             |   |   |
| 1                          | 前期計画と同じスローガン「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」が使われているが、計画改定の機会に府民に浸透させる取り組みとして、スローガンを提案から外し、第4期計画の公表とともに府民に公募して決め直すことを提案する。 | 第3期計画で掲げたスローガン「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」につきましては、大阪府食の安全安心推進条例の基本理念を踏まえ、本計画の目指すべき姿を的確に表すものと考えています。このため、大阪府食の安全安心推進協議会においてもご意見を伺ったうえで、第4期計画においても継続することといたしました。<br>引き続き、このスローガンのもと、各種施策を推進して参りたいと考えています。 |
| 第2章 食の安全安心に関する現状と課題        |   |   |
| 1（2）食を取り巻く環境や社会情勢の変化と今後の課題 |   |   |
| 2                          | ライフスタイルの変化に伴い、デリバリーが増えていると思う。デリバリー業者などの衛生管理に不安がある。基準や制度があるのでしょうか？   | 飲食店等から飲食物の運搬のみを請け負う事業者にあっては、食品衛生法上の許可又は届出の対象外となっています。しかしながら、テイクアウトやデリバリーでは、調理後から喫食までの時間が長くなるため、持ち運び時の温度管理などの衛生的な取り扱いが重要となります。このため府ではテイクアウトやデリバリーの衛生管理のポイントをま  |

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
|                       |   | とめたリーフレットを作成し、飲食店等の食品事業者への周知啓発に努めています。   |
| 2 第3期推進計画の取組状況        |   |  |
| 3                     | 「第3期推進計画で掲げた数値目標の達成状況及び各基本政策の取組成果は第5章(5)(53から56ページ)」とされているが、分断されて分かりにくい。53から56ページと、第3期計画の成果指標となっていた「(6)食の安全安心に関する府民アンケート結果」(57ページ)については、「第2章2」に記載すべきである。  | 第4期計画の内容を中心とした構成としているため、第2章では第3期計画の取組状況の総評のみ記載し、各種データや各施策の評価については、第5章に参考資料として掲載する構成としています。   |
| 第3章 食の安全安心の確保に関する施策   |   |  |
| 1 施策展開 (2) 施策の体系と重点施策 |   |  |
| 4                     | <p>第3期計画で重点施策であった「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」が重点施策から外されている。しかし、大阪府の自己評価において、基本施策「(3)新たな制度に基づく表示の適正化の推進」の5個別事業のうち4事業が自己評価区分C(計画どおり取り組みが進んでいない)で、1事業が自己評価区分N(事業見直し等による評価不可)で、令和3年度の数値目標の達成状況は「未達成」「事業休止」である。</p> <p>「コロナ禍の影響を踏まえた事業の見直しにより」ということではあるが、新たな表示制度は始まってまだ間がなく、事業者への周知徹底が必要な時期にある。食品表示は消費者の選択の基本となる情報であり、コロナ禍により計画通りの事業を実施できていないのであるから、引き続き重点課題として実施状況の把握と適正な表示の推進に取り組むべきである。</p> | <p>第3期計画では、食品表示の一元化に伴う「食品表示法」の施行により、新たな食品表示制度がスタートしたことを受け、経過措置期間中に、新表示への切り替え対応を促すことが課題であったため、「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」を重点施策として位置付けて制度周知に取り組んできたところです。</p> <p>第4期計画においては、引き続き、食品関連事業者への監視や流通食品の試験検査の実施、違反事業者への改善指導等によって、不適正表示の食品が流通しないよう、より一層取り組んでいくとともに、新たに重点施策とした「食の安全安心の情報発信の推進」の考え方に基づき、食品表示の普及啓発にも取り組んでまいります。</p> |
| 5                     | 今回、重点施策から表示の適正化がはずされている。だが、第3期計画で表示の改善が進んだという状況は関係の資料からは確認できず、重点から外して良い状況にあるとは評価できないので、引き続き重点施策とすべき。重点施策が3つになるが、それで事業実施に支障を来す   |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | とも思われない。もし、重点施策を2つに絞る必要があるという根拠があるのであれば、情報の発信を外せば良い。(情報発信については国等が先行して行っている。)   |  |
| 1 | 施策の展開 (3) 数値目標   |  |
| 6 | 数値目標の「巡回点検店舗における表示状況」の最終目標(2027年度)が「85%」とされているが、その時点ではコロナ禍の影響はなくなっていると思われる。2016年度実績は90.3%で、第3期計画の最終目標(2022年度)は90%と設定されていたのだから、少なくとも90%以上の目標を設定すべきである。                              | ご意見及び令和4年度の実施状況(実績見込87%)等を踏まえ、「巡回点検店舗における表示状況」の最終目標(2027年度)を「90%」に修正します。   |
| 7 | 「社会情勢を踏まえた情報の発信」が重点に課題とされている。幅広い層に情報が届くように、大阪府が新たな施策を具体的に取り組むことを期待する。今回、数値目標に「27オンラインツールによる情報発信(食の安全安心関連ページのアクセス数)」が追加されたが、若者世代を筆頭に利用が広がっているSNSの活用度を直接的に評価する指標も追加して実施、検証を進めるべきである。 | 第4期計画では、情報発信の推進を重点施策として掲げ、幅広い世代での利用が広がっているSNSを活用した啓発も推進することとしております。SNSでは1度に発信できる情報量が限定されることから、SNSでの啓発に関心を持っていただいた方には、府ホームページを閲覧いただくことによって、より詳細な情報の提供ができるよう、府ホームページ内の食の安全安心関連ページの充実にも取り組む予定です。<br>このため、府ホームページ内の食の安全安心関連ページのアクセス数の増加を二次的な評価指標として目標設定することとしました。<br>なお、SNSの活用状況等を含め、大阪府の情報発信の取組状況については、引き続き、毎年度、情報発信評価検証部会へ報告のうえ検証し、より良い情報の発信に取り組んでまいります。 |
| 8 | 「食の安全性に不安を感じる府民の割合」と「大阪エコ農産物認証制度の推進」について、数値目標から外されているので、外した理由を説明してほしい。   | 府では、食の安全等に関する府民の意識を把握するため、平成15年から継続してインターネットによる府民アンケートを実施しています。<br>第3期計画では、このアンケート結果を計画のアウトカム指標(食の安全性に不安を感じる府民の割合:15%以下)として目標設定を行っていましたが、現状のアンケート調査の手法は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あ   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>くまで当該アンケートの回答者の回答状況にとどまることから、第4期計画では主観的な指標の目標設定は行わないこととしました。</p> <p>また、「大阪エコ農産物認証制度」の数値目標に関しては、おおさか農政アクションプランにおいて設定された数値目標に基づき当計画でも定めておりましたが、同プランの令和4年3月の改訂により、数値目標は設定せず、基盤的な取組みとして推進することとしたためです。</p>  |
| 9  | <p>コロナ禍で未達成の取組事業があるが、計画を達成できるように努めてほしい。</p>  | <p>第4期計画で掲げる食の安全安心の確保に関する取組の推進に努めてまいります。</p>  |
| <p>2 基本施策と取組ポイント</p>                         |  |   |
| <p>施策の柱1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (1) 監視指導</p> |  |   |
| 10   | <p>鳥インフルエンザウイルス対策の強化を。昨年から全国的に鳥インフルエンザが大発生しています。令和2年度シーズンを上回り、過去最大の発生となりました。今シーズンは、野鳥での発生が継続して、また、例年以上の頻度で確認されており、専門家から、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると指摘されております。</p> <p>野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を監視することにより、鳥インフルエンザの家きんへの感染予防及び感染拡大防止を徹底してほしいです。また、家畜保健衛生所による立ち入り検査を増やして、監視体制を強化し、養鶏農家自らが実施する発生予防対策（自衛防疫）も徹底し、本病が発生した場合の防疫措置に関するマニュアルも関係者全員が共有して、養鶏農家等が迅速に対応できる体制づくりをしてほしい。</p> <p>また野鳥サーベイランス鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を早期発見し、感染状況を把握するため、府は 国、市町村、地域住民、獣医療機関、狩猟団体、野鳥保護団体など関係機関と連携して、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査、糞便採取調査などの野鳥サーベイラン</p> | <p>府では、年間を通して家きん農場への年2回以上の定期的な立入調査や抗体検査を実施するとともに、3戸の農場を定点として、毎月、ウイルス検査と抗体検査を実施しています。これに加え、農場へは飼養衛生管理基準の遵守指導による衛生対策の強化を働きかけるほか、発生を予防するため、毎年11月から1月に消石灰等を無償で配布し、鶏舎及びその周辺を消毒しています。</p> <p>また、鳥インフルエンザ発生時に防疫措置を迅速に行うため、地域ごとに防疫対策マニュアルに関する研修会や防疫訓練の実施、関係者との防疫活動を行うための調整などを進めています。</p> <p>野鳥のサーベイランスについては、カモなどの水禽類が飛来する10月から5月に府内10ヶ所の池や河川敷で水鳥糞便を採取し、ウイルス検査を実施しています。</p> <p>また、死亡野鳥については、市町村等関係機関と連携し、環境省の基準に準じたウイルス検査を実施するとともに、野鳥監視重点区域に指定された場合には、区域内の野鳥の監視を強化します。</p> <p>さらに、1月にはガンカモ類生息調査を実施しています。</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>スを行ってほしいです。</p> <p>栄養価が高く、安価な卵は府民の食生活の中で、大切な食材です。卵がいつでも食せるように、鳥インフルエンザウイルス対策の強化をお願いします。</p>   | <p>今後も、こうした対策を通じて、鳥インフルエンザの発生を防止し、家きん農場が畜産物を生産できるよう取組みを進めていきます。</p>   |
| <b>施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (3) 食品表示の適正化の推進</b> |  |   |
| 11   | <p>第3期計画の取組評価において、基本施策「(3)新たな制度に基づく表示の適正化の推進」の個別事業17「食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進」は、「令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ事業休止。」「本事業は終了し、本事業を土台に令和4年度から食品表示に関する新たな消費者教育事業を開始」とある。</p> <p>しかし、「食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進」は表示適正化の施策として、府内市区町村配置率100%という数値目標も持って実施されていた事業であり、消費者教育事業とは位置づけが異なる。コロナ禍以降の状況を踏まえた実施方法への配慮も行いながら、府民参加による表示適正化の取り組みとして再開すべきである。</p> <p>なお、「食品表示に関する新たな消費者教育事業」は第4期計画の中に位置づけて記載すべきである。</p> | <p>食品表示ウォッチャー兼推進員制度については、府が開催する食品表示に関する研修を受講いただいた消費者に、日常の買い物を通して不適切な表示の食品が販売されていないかモニタリングをしたうえで、府へ情報提供を寄せていただくとともに、これらを通じて消費者の食品表示への関心と理解を深めることを目的に実施してきました。</p> <p>しかしながら、近年の食品表示ウォッチャー兼推進員事業は、参加者やモニタリング対象店舗が固定化する傾向が見られていました。</p> <p>このため、府では食品表示ウォッチャーに限らず、より多くの消費者に同様の役割を担っていただけるよう、令和4年度より従来の食品表示ウォッチャー兼推進員制度の事業を終了し、本事業の目的を踏襲しつつ食品表示に関する新たな消費者教育事業として「食品表示まなびぶらす」を開始しました。</p> <p>この事業は、府内各所で行う集合型の食品表示学習会の受講に加え、学習会で得た知識を使って普段の買い物の場で食品表示をチェックし、結果を府に報告するという体験型の啓発事業であり、第4期計画で掲げる「⑰食品表示制度の普及推進」に関する取組の一つとして、引き続き、実施方法等の改善も図りながら推進していく予定です。</p> |
| 12   | <p>消費者として選択するための表示であるので、簡略化せずに、丁寧な表示をしてほしい。と同時に国の基準では表示義務の無い「ゲノム編集」についても府独自で進めていくことも検討してほしい。</p>   | <p>国内で流通する食品の表示制度については、国が基準を一律に定めているところです。</p> <p>府では、引き続き、食品表示法に基づき、適正な食品表示の推進を図るため、流通食品の表示点検や食品関連事業者への監視指導等に取り</p>  |
| 13   | <p>食品の産地が正しく表示されているか、消費者の知りたい情報が揃</p>  |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>っているかがわからないので、点検の強化を求めたい。第4期計画に反映していただきたい。</p>   | <p>組んでまいります。</p>   |
| 14  | <p>食品表示が読みやすくなり、数年前に比べて情報が減っているように感じており不安である。第4期計画が輸入食品など食の安心につながるような食品表示の実現につながってほしい。</p>  |  |
| <p>施策の柱2 健康被害の未然防止や拡大防止 (1) 情報の収集及び調査研究</p> |   |  |
| 15  | <p>第3期の個別事業にあった「食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査」、「農産物の安全安心を守る研究と技術的支援」が、第4期案の個別事業には記載されていない。それぞれ大阪健康安全基盤研究所と府立環境農林水産研究所の事業であるが、両研究所の基礎的なものも含めた調査・研究を後退させることなく、強化されるよう、府として取り組むことを求める。</p> | <p>第3期計画の個別事業で挙げている「食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査」については、第4期計画では、「⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査」に統合したうえ、引き続き、食中毒の原因となりうる病原微生物や有害な化学物質について試験検査を行い、モニタリングすることとしております。</p> <p>また、「農産物の安全安心を守る研究と技術的支援」については、研究成果のアウトプットがエコ農産物の推進につながることから、「⑫大阪エコ農産物認証制度の推進」に統合したうえ、引き続き、研究成果を普及推進することとしております。</p> |
| <p>施策の柱3 情報の提供の充実 (1) 食の安全安心の情報発信の推進</p>    |   |  |
| 16  | <p>ホームページや紙媒体による発信もされているが、誰でも簡単に知ることができるように工夫が必要だと思う。例えば、消費者団体や各行政市町村との連携を図ることで、一人でも多くの府民に知ってもらえるようになると思う。</p>  | <p>引き続き、各種団体や関係機関等との連携・協働を図りながら情報発信の取組に努めてまいります。</p>   |
| 17  | <p>府の取組事業にある外国人に対応した啓発媒体による情報発信について、対象となる外国人にいつ、どのように情報発信をおこなうのか、理解度を含めた検証方法を合わせて記述するべきである。</p>   | <p>食品関係施設における外国人従事者の衛生教育や、外国人利用者向けの注意喚起等に活用できる啓発媒体（食品衛生に関する基本的な知識を啓発するための多言語リーフレット等）を作成し、府ホームページで公表することなどにより、外国人従事者等への情報発信を行うことを検討しています。また、これらの媒体の活用状況は、該当する府ホームページのアクセス数を参考に間接的に把握しつつ、周知や内容の充</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | 実を図ってまいります。   |
| 18  | <p>食に関する社会の動向を踏まえた情報提供について、食品ロス削減やプラスチックごみ削減などは具体的な情報提供方法を記述すべきである。合わせて「全国的に増加するアニサキス食中毒をはじめ食中毒の発生動向等にあわせて、食品衛生の観点からの必要な情報の提供に努めます。」とあるが、必要な情報とは何か。基準をあらかじめ明確にするべきである。</p>  | <p>食品ロス削減やプラスチックごみ削減の取組み（食べ残しの持ち帰りやマイボトルの利用促進など）が社会的に推進される中で、食中毒予防の観点では、温度管理や洗浄消毒などの適切な衛生管理も不可欠です。このような状況を踏まえ、ホームページやメールマガジン、SNSなどの情報ツールのほか、関連するイベント等での啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、全国的に増加するアニサキス食中毒をはじめ食中毒の発生動向や、食のトレンド・食生活の変化など、社会の動向とともに日々変化する「食」に対して、適切な衛生管理によって食中毒予防が図られるよう、様々な情報の提供に努めてまいります。</p> |
| <p>施策の柱3 情報の提供の充実 (2) リスクコミュニケーションの促進</p> |   |   |
| 19  | <p>ゲノム編集食品についてのリスクコミュニケーションを。ゲノム編集食品という言葉、最近よく聞かれるようになってきました。研究が進み店頭にも並ぶのも近い、と言われ、行政の規制の仕組みも決まりました。でも、どういうものなのかよくわからない、また遺伝子組換えとの違いについてよくわからないとの声を聴きます。正しく情報が伝わるようリスクコミュニケーションをお願いしたい。</p>                              | <p>府民の食への安心に繋がるよう、ご意見の挙げられた遺伝子組換え食品やゲノム編集技術応用食品をはじめ、様々なテーマに関するリスクコミュニケーションの推進に取り組んでまいります。</p>   |
| 20  | <p>遺伝子操作された食品の安全性確保と食品名の公表への取組みをして下さい。</p> <p>遺伝子組換え食品は一応公表され、消費者は知る事ができる選択の自由がありますが、掛け合せによる品種改良でも安定後3から4世代のちに異状が表れると聞きます。ゲノム食品など遺伝子操作が行なわれたものは、大丈夫だと言われるだけで何も知らされず、安全性に不安です。</p> <p>学校給食で使用されると子供達は避けることができず、体をつくっ</p> |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>ている時期なだけに影響も大きく出てくると思います。</p> <p>これから食品開発が進み、遺伝子操作された食品が増えると思います。何がどう操作されてどうなった食品かを公表し、安全性と食に対する信頼を深める対策をお願いいたします。</p>   |  |
| 21  | <p>大阪府消費生活センター・福祉関連団体などとの連携を。学校教育での食の安全・安心の出前講座を積極的に取り組んでおられることは大変評価するところですが。健康食品・食中毒・大人向けの食育などもされてはいかがでしょうか。</p>   | <p>引き続き庁内関係部局や各種団体等との連携・協働を図りながらリスクコミュニケーションの推進に取り組んでまいります。</p>  |
| <p>施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進 (1) 生産段階における支援</p> |   |  |
| 22  | <p>第3期の個別事業にあった「食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査」、「農産物の安全安心を守る研究と技術的支援」が、第4期案の個別事業には記載されていない。それぞれ大阪健康安全基盤研究所と府立環境農林水産研究所の事業であるが、両研究所の基礎的なものも含めた調査・研究を後退させることなく、強化されるよう、府として取り組むことを求める。(No.15 再掲)</p> | <p>第3期計画の個別事業で挙げている「食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査」については、第4期計画では、「⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査」に統合したうえ、引き続き、食中毒の原因となりうる病原微生物や有害な化学物質について試験検査を行い、モニタリングすることとしております。</p> <p>また、「農産物の安全安心を守る研究と技術的支援」については、研究成果のアウトプットがエコ農産物の推進につながることから、「⑫大阪エコ農産物認証制度の推進」に統合したうえ、引き続き、研究成果を普及推進することとしております。</p> <p>(No.15 再掲)</p> |
| 23  | <p>生産段階における支援について、大阪府農薬管理指導士の育成の対象となる農業者の人数を明記し、合わせて研修の開催は目標を数値化するべきである。</p>  | <p>農薬管理指導士については、農業者や指導員、防除業者などで農薬使用の指導的立場となる方を広く対象としているため、対象者数の計上は困難であることから、計画には記載しておりません。また、農薬の適正使用の指導のため、適切な場所に必要な人数を配置するため、認定者数1,000名以上を目標として設定しています。</p>   |
| 24  | <p>事業者の取組ポイントにある「GAP等の考え方を取り入れた自主衛生管理手法」は目標を数値化するべきである。</p>   | <p>GAPについては、それぞれの経営状況などにより管理すべき項目も変動することから、定量的な目標設定はせず、農業者それぞれの状況に応</p>  |



|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | じた指導等により、農業者が適切な事業活動に取り組めるよう支援してまいります。  |
| <b>施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進 (2) HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進</b> |  |   |
| 25   | <p>重点施策HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進について、目標指数「食品等事業者向け食品衛生講習会の開催(事業者の参加者数)」の目標人数は、1事業者での複数参加も含めたものになるのかがわかりにくい。合わせて取組の対象となる事業者数も明記すべきである。</p> | <p>当該目標指標は、参加者の延べ人数になります。</p> <p>また、食品衛生講習会のこれまでの実績(令和3年度実績:4,821名)を踏まえ、開催頻度や方法、内容の充実を図るなどして、令和9年度までに年間の延べ参加者数を8,000名に増加させることを目標として設定しております。対象者は、営業者だけでなく、食品関係に従事する者を広く対象としており、対象者数の計上は困難であることから、計画には記載しておりません。</p> |
| <b>第4章 各施策の取組体制</b>  |  |   |
| 26   | <p>摂津市に移転する国立健康・栄養研究所との連携を計画に盛り込むことを求める。</p>   | <p>現時点で、国立健康・栄養研究所とどのような点で連携が可能か未定であるため、第4期計画には明記しておりませんが、今後、どのような取組みが行えるかについて検討してまいります。</p>  |
| <b>第5章 資料等</b>   |  |   |
| 27   | <p>第3期計画には2003年から継続して調査されてきた府民アンケートの結果として、「府民が不安に思うこと」「食の安全安心について行政に期待すること」が掲載されている。同じ項目を調査・集計しているのであれば、記載すべきである。未調査であれば再開すべきである。</p>      | <p>ご意見を踏まえ、「第5章 資料等 (6) 食の安全安心に関する府民アンケート結果」に「府民が不安に思うこと」及び「食の安全安心について行政に期待すること」に関するアンケート結果を追記します。</p>  |
| 28   | <p>第3期計画P73に掲載されていた「府内における食中毒の現状」はたいへんわかりやすい内容であったので、第4期計画でも掲載すべきである。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、府内の食中毒の発生状況をはじめ、食の安全安心に関連する様々な最新情報を確認いただけるよう、計画に関連する情報を掲載している府ホームページ等のリンク先情報(URL及び二次元コード)を計画の各該当箇所に追記します。</p>  |
| <b>計画全般</b>  |  |   |
| 29   | <p>第3期計画の2021年度評価について、52の個別事業のうち自己評価区分C(計画どおり取り組みが進んでいない)が16事業あり、そのうち</p>  | <p>ご意見として承ります。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>15事業がコロナ禍の影響とされている。新型コロナウイルス感染症が急拡大する中において、大阪府の食品衛生担当者が応援に回らざるを得ないなど影響を受けたことは、やむを得ないところではある。しかし、本来、食の安全安心事業も府民の命を守る重要な施策であり、計画通り実施されるべきものである。今後も新たな感染症の発生は予期されているところであり、保健所の感染症対策の予算・人材・機材の大幅な拡充を行うことを強く求める。そうすることで、新たな感染症発生時にも、食の安全安心業務への影響を最小に抑えることができる。</p>     |  |
| 30 | <p>食の安全性の確保のためには、大変重要なことなので、保健所の人員や予算を増やしてほしい</p>   |  |
| 31 | <p>コロナ禍で保健所体制の脆弱性が顕在化し、食品衛生行政にも大きな影響が及んでいる。保健所の人員、予算、機材の拡充を求める。</p> <p>厚労省「地域保健・健康増進事業報告」の食品衛生監視員は人口の多い他県と比べて少ないので増員を計画的に進めることを計画に盛り込むことを求める。</p>   |  |
| 32 | <p>年表示に西暦を併記し、より分かりやすくすべきである。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、計画本文中の年表示は原則として西暦を併記いたします。</p>  |
| 33 | <p>大阪府食の安全安心推進計画を府民に知らせる工夫を。府民が安全で安心な食生活を送り、健康に暮らしていくためには、食に関わる様々な分野の人々が情報を共有し、相互理解と協力のもと、食の安全安心の確保に関する取組を進める必要があります。「大阪府は、条例で定めた基本理念を食品関連事業者や府民に広め、府、食品関連事業者、府民がそれぞれの責務・役割を認識し互いに理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指します」と書かれてありますが府民にはせっかくの大阪府の取組が周知徹底していないように見受けられます。</p> | <p>引き続き、関係機関等との連携体制の確保に努め、第4期計画で掲げる「生産から消費までみんながつなぐ食の安全 築く安心」に向けた取組の推進及び周知を図ってまいります。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>大阪府内の各市等の関係者に働きかけ、大阪府がリーダーシップをとり、ワン大阪で取り組み成果が上がるよう「連携体制の構築」こそ素晴らしい目標の達成への第一歩と考えられます。</p> |  |
|---|--|